

令和8年度 特定教育・保育施設利用申込案内 (保育所・幼稚園等)



お問合せ先：芸西村教育委員会
Tel：0887-33-2400 (担当：山本 知帆)

芸西村の子育てに関する施設一覧

保育所

児童福祉法のに基づき、保護者の就労や病気などの理由により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する施設です。

保育所名	受入月齢	利用定員	開設時間（平日）	開設時間（土曜）
芸西保育所	概ね2か月～5歳児	95名	7:30～18:45	7:30～18:45

幼稚園

義務教育やその後の教育の基礎を培うための幼児教育を行う学校教育法に基づく施設です。

幼稚園名	受入月齢	利用定員	教育時間（平日）	特別保育時間（平日）	特別保育時間（土曜）
芸西幼稚園	4～5歳児	60名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:45	8:00～18:00

認可外保育施設

認可外保育施設は、乳幼児を保育することを目的とする施設（いわゆる託児所）で、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、県の認可を受けていない保育施設です。

保育所名	設置者	受入対象年齢	利用定員	開所時間（平日）	開所時間（土曜）	開所時間（日・祝祭日・その他）
チャイルドルーム むつき	医療法人 おくら会	2か月～6歳児	30名	7:15～19:30	7:15～19:30	7:15～19:30

病児・病後児保育事業

病中・病後で保育所等・小学校に通所・通学できない児童を一時預かりする事業です。

施設名	開設場所	受入月齢	利用定員	利用料（1日）
芸西村病児・病後児保育 ベイビーキッズ2	安芸市本町3丁目10-30 尾木医院	0歳児～ 小学3年生	1日あたり3名	課税世帯1,000円 非課税世帯500円

目次

1. 教育・保育給付認定について	．．．．．	P 1
2. 認定区分について	．．．．．	P 2
3. 幼稚園(1号認定)の利用申請に必要な書類	．．．．．	P 2
4. 保育所を利用する(2号認定・3号認定を受ける) ・特別保育を利用する(新2号認定を受ける)には	．．．．．	P 3
5. 保育所(2・3号認定)・幼稚園の特別保育(新2号認定) の利用申請に必要な書類	．．．．．	P 4
6. 申込受付について	．．．．．	P 5
7. 入所・入園の決定について	．．．．．	P 5
8. 各教育・保育認定区分における保育料・授業料 ・特別保育料について	．．．．．	P 6
9. その他	．．．．．	P 6
10. 補足	．．．．．	P 6
11. 芸西保育所の概要	．．．．．	P 8
12. 芸西幼稚園の概要	．．．．．	P 9

添付書類：①給付認定申請書兼施設利用申込書

②就労証明書

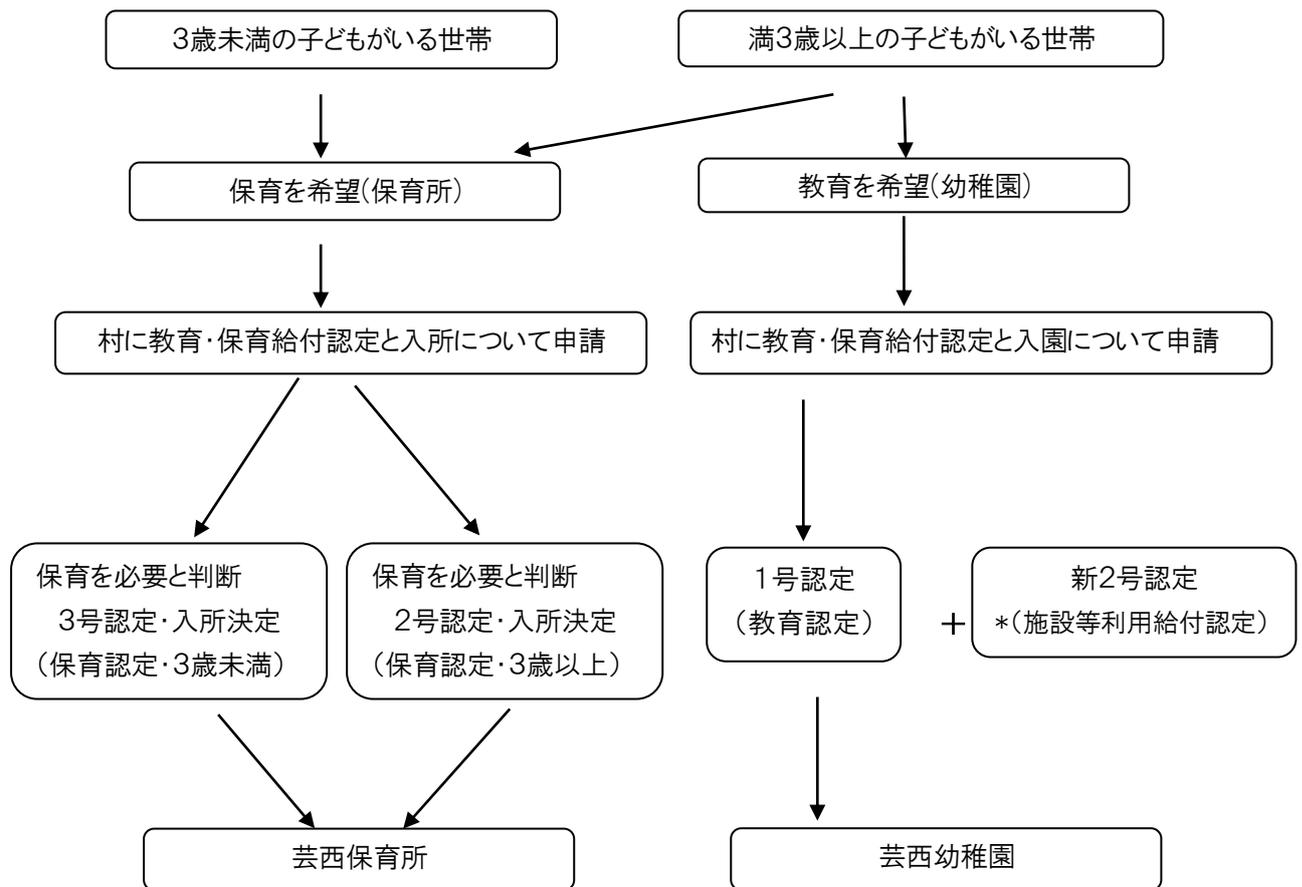
③芸西幼稚園での食物アレルギー疾患対応についての調査のお願い

1. 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育所や幼稚園（特定教育・保育施設）を利用するためには、村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、利用料等が異なります。

入所申請から利用施設の決定までの流れ



※年齢は、4月1日の年齢です。

※新2号認定(施設等利用給付認定)されると、特別保育(早朝、降園後、春・夏・冬休みおよび土曜日の保育)を利用できます。

※出産予定の方は、母子手帳等(母親の氏名・出産予定日の分かるもの)の写しを添付してお申込みください。

※芸西保育所・芸西幼稚園以外の入所を希望される場合は、教育委員会までご相談をお願いします。広域入所の場合は、教育・保育給付区分や受け入れ市町村・施設及びご家庭の状況により希望の施設に入所・園できない場合があります。

2. 認定区分について

年齢	対象となる子ども	認定区分		利用できる施設
3～5歳	保育の必要性がなく、 教育を希望する子ども	1号認定 (教育認定)	教育標準時間 (4～5時間)	幼稚園 認定こども園
3～5歳	1号認定をされ、保護 者の就労等により、特 別保育を必要とする子 ども	新2号認定 (施設等利用 給付認定) ※2	早朝、降園後、春・ 夏・冬休みおよび 土曜日の保育	幼稚園 認定こども園
3～5歳	保護者の就労等によ り、保育を必要とする 子ども	2号認定 (保育認定)	保育標準時間 (最長11時間) ※1	保育所 認定こども園
			保育短時間 (最長8時間)	
0～2歳		3号認定 (保育認定)	保育標準時間 (最長11時間) ※1	保育所 認定こども園
			保育短時間 (最長8時間)	

※1 芸西保育所では最長11時間15分保育可能です。

※2 新2号認定されると特別保育料は無料です。

3. 幼稚園（1号認定）の利用申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	① 給付認定申請書兼施設利用申込書	児童1人につき1枚必要
<input type="checkbox"/>	② アレルギー調査票	児童1人につき1枚必要

4. 保育所を利用する(2号認定・3号認定を受ける)・特別保育を利用する(新2号認定を受ける)には

保育所を利用する場合や幼稚園等で特別保育を利用する場合には、保護者(両親または児童の面倒を見ている方)が次の「保育の利用を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定の基準	保育の必要量	利用できる期間
就労	フルタイムのほか、パート、夜間、居宅内労働など月48時間以上の就労 ※家事・手伝い・ボランティアは該当しません。	月120時間以上の就労：標準時間 月48時間～120時間未満の就労：短時間※	小学校就学前まで
妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないためその児童の保育ができない場合	標準時間	出産予定日の8週間前の前日から、出産後8週間目が属する月末まで
保護者の疾病・障害	保護者が病気であったり、心身に障害があったりすることで、その児童の保育ができない場合	標準時間	療養が必要な期間
同居または長期入院等している親族の介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人があるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	標準時間	介護、看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があり、居宅を失ったり、破損したりする等、その復旧の間、児童の保育ができない場合	標準時間	必要な期間
求職活動	児童の保護者が求職中の為、その児童の保育ができない場合 就労時間に準じ月48時間以上の活動があること (定期的に活動調書を取り保育の必要性の確認を行います)	短時間※	効力発生日等から90日が経過する日の属する月の末日まで
就学	児童の保護者が就学の為、その児童の保育ができない場合 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	就学状況に応じて認定	卒業又は修了予定日が属する月の末日まで

育児休業	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間※	育児休業が終了する月の末日まで
育児 ※保護者のどちらともが育児を理由に入所はできません。	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間※	出産後1年を経過する日の月末まで
その他	・虐待やDVのおそれがある場合 ・その他村長が認める場合	事由に応じて認定	必要な期間

※ 保育の必要量が短時間である基準の場合は、幼稚園等での特別保育の利用（新2号）の認定はされません。特別なご事情がある場合は、ご相談ください。

5. 保育所（2・3号認定）・幼稚園の特別保育（新2号認定）の利用

申請に必要な書類

※下記のほか、状況に応じて書類を提出いただく場合がありますのでご了承ください。

👉 提出書類をチェック☑してご確認ください。

<input type="checkbox"/>	①	給付認定申請書兼 施設利用申込書	児童1人につき1枚必要 (新2号認定の児童で1号認定の申請で提出している場合は不要)
<input type="checkbox"/>	②	保育を必要とする理由により①～④のいずれかの書類 ※父・母それぞれ必要です。	
就労 育児 休業	①	就労証明書	お勤めの方 →『就労証明書』へ必要事項を記入後、事業主に証明をもらってください。 <u>※雇われて農業の手伝い等に行っている方はこちらになります。</u> 上記以外の方（自営業、農業・漁業など） →『就労証明書』へ必要事項を記入後、地区民生委員の証明をもらってください。
	②	診断書または 手帳の写しなど	病名・障害の状態の分かるもの 様式は教育委員会にあります。
	③	母子手帳等の 写しなど	母の氏名・出産日や出産予定日の分かるページの写し
	④	介護・看護等の状 況の分かるもの	地区民生委員の証明が必要な場合があります。

災害復旧	㊦ 罹災証明	
求職	㊧ 求職活動に関する申立書	求職受付票または雇用保険受給者証の写しなど、求職活動を行っていることが分かる書類を添付してください。
就学	㊨ 在学証明書等の写し	
その他	㊩ 村長が必要とする書類	保育が必要であることが確認できるもの

※複数のお子さんのお申込みする場合、②の書類は各1部の提出でかまいません。
 ※㊦～㊩の要件の方は、入所申立書と必要書類を添付して提出してください。

6. 申込受付について

申込受付期間：令和7年11月4日（火）～12月3日（水）

※年度途中からの入所を希望される方も、上記受付期限内にお申込みをお願いします。

年度の途中に申込みをされた場合、入所児の増加に対して受け入れ体制が整わないため（保育士確保等）、準備期間が必要となります。そのため、要件に該当している場合でもお待ちいただく場合や入所できないことがあります。令和8年度中に入所をご希望の方は、必ず上記期間内にお申込みください。

提出先：芸西村教育委員会（芸西村生涯学習館2階）

※入所の可否は受付順ではありません。

※虚偽の申請をされた場合は、入所が取り消されます。

7. 入所・入園の決定について

・芸西保育所

入所希望児の保育に欠ける状態を書類等で確認し、民生・児童委員協議会にて入所の承諾を得たうえで、2月上旬までに各家庭に通知します。

受け入れ可能人数を超えたお申込みがあった場合には、「芸西村入所児童の選考基準」に基づき村が利用調整(選考)を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

新入児は入所説明会、継続児は延長保育の面接にて重要事項の説明を行い、こちらに同意いただきますと最終決定となります。

・芸西幼稚園

幼稚園利用希望児童の書類を確認後、教育委員会にて承認を得たうえで1月末ごろに通知します。特別保育の利用決定は、提出書類を精査し、幼稚園で面接の後、教育委員会の承認を得たうえで決定となります。幼稚園入園説明会にて説明の後、重要事項説明書に同意いただきますと最終決定となります。

◆新入児入所・入園説明会◆

入所施設	対象児	日時	時間
芸西保育所	0歳児	令和8年2月12日(木)	午前9時30分から
芸西保育所	1～5歳児	令和8年2月13日(金)	午前9時30分から
芸西幼稚園	4～5歳児	令和8年2月4日(水)	午後2時30分から

※芸西保育所の継続児の面接は随時行います。

※入所・入園が決定した後、辞退される場合や申請内容に変更があった場合は速やかに変更届を教育委員会まで提出してください。

8. 各教育・保育認定区分における保育料・授業料・特別保育料について

- (1号認定) 国の幼児教育・保育の無償化により授業料は無料です。
- (新2号認定) 施設等利用給付認定を受けた場合、特別保育料は無料です。
- (2号認定・3号認定) 令和6年度から村独自で芸西村に住民登録されている世帯の保育料及び副食費を無償化しています。

9. その他

《芸西保育所のならし保育》

- ・新入児については、保育所の生活にスムーズに慣れるように、入所式以降1週間は半日保育(お昼を食べて降所)を行っています。ご協力をお願いいたします。(必要に応じて時間調整をしますのでご相談ください。)

《家庭の状況の変更》

- ・家庭の状況・住所・勤務先等に変更があった場合は、速やかに芸西村教育委員会まで届けてください。

《途中入所》

- ・保育所・幼稚園の定員・保育士の定数に限りがあり、年度途中での入所はできない場合があります。あらかじめご了承ください。

10. 補足

◎入所書類のうち就労(予定)証明書が締切日までに間に合わない方

内定通知書や合格通知書があれば、その写しを提出してください。

ない方については、申出書(様式は問いませんが保護者氏名、会社名、就労予定年月日、現在の状況を必ず書いてください。)を提出してください。

就労(予定)証明書が発行され次第、提出してください。入所日までに提出がない場合は、入所を取り消す場合があります。

◎求職活動をしている方

月に48時間以上の求職活動をしていることが条件となります。

3月末日までに就労先が決まっていない場合は、求職活動の状況を詳しくお伺いします。

3か月ごとに求職状況報告書を提出する必要があります。

◎雇用期間に定めのある方

保育所を利用したい期間の就労証明が必要となります。

年度途中までの就労証明の場合は、その期間のみの認定になります。

令和8年3月31日までの就労証明書しか発行されない場合や、更新が見込まれる場合、新しくお勤め先が決まった場合は、決定した時点で就労証明書を再度提出してください。

就労先が変更になった場合も、その都度新しい勤務先の就労証明書をご提出ください。

◎転入予定の方

申請書類一式を期限までにご提出ください。

「給付認定申請書兼施設利用申込書」の申請者の欄の住所については、転入前の住所の欄に現住所を記入してください。その他の書類については、証明日時点の住所で証明を受けてください。

1月に審査を同時にし、承認されれば入所説明会のご案内を送付させていただきますが、決定通知については転入後にお渡ししますのでご了承ください。

11. 芸西保育所の概要

		本 園	
住 所	芸西村和食甲 1262 番地 (TEL : 0887-33-2950)		
設 置 者	芸西村		
建 築 年	昭和 55 年 4 月		
受入可能年齢	0 歳児から義務教育就学前まで (概ね生後 2 ヶ月を過ぎた児童)		
定 員	95 名		
正 職 員	所長 1 名 保育士 9 名 <small>※児童数に合わせて対応</small>		
保 育 時 間	短時間保育 8 時～16 時の範囲内		
	標準時間保育 7 時 30 分から 18 時 45 分の範囲内		
めざす子ども像	(1) 心身共に健康で元気な子ども (2) 自分のことを自分でしようとする子ども (3) 思っていることを、表現する子ども (4) 人とかかわりを楽しむ子ども (5) 思いやりのあるやさしい子ども (6) 自然や動植物に親しむ子ども		
一 日 の 時 程	1・2・3・4・5 歳児	0 歳児	
	7:30 開門 登所 視診 持ち物整理 好きな遊びを見つけて遊ぶ (クラス・全体活動を含む) 9:00 おやつ (1・2 歳児) 11:00 片付け、排泄 11:15 給食(手洗い・うがい・歯磨き) 12:00 昼寝の準備 (着替え) 12:30 昼寝 14:30 起床、着替え 15:00 おやつ (手洗い・うがい) 遊び 降所活動 (絵本等を見る・話を聞く) 視診 16:00 降所 (短時間認定) 18:45 閉門	7:30 開門 登所 視診 持ち物整理 遊び 9:00 おやつ (清拭) →満 1 歳児以上 遊び、散歩 午前睡 11:00 給食 (清拭) 遊び 12:30 昼寝 14:30 起床 15:00 おやつ (清拭) →満 1 歳児以上 遊び、持ち物整理、視診 16:00 降所 (短時間認定) 18:45 閉門	

12. 芸西幼稚園の概要

1 期間

1学期：4月7日～7月18日

2学期：9月1日～12月25日

3学期：1月7日～3月24日

※ 春・夏・冬休みは、特別保育を実施しています。

2 時間

通常	通常授業	午前8時30分～午後2時
	特別保育 (預かり保育)	午前7時30分～午前8時30分 午後2時～午後6時45分
夏期特別保育	通常	午前8時30分～午後2時
	延長部分	午前7時30分～午前8時30分 午後2時～午後6時45分
土曜日特別保育		午前8時00分～午後6時00分

3 特別保育・土曜日保育

- ・審査を経て決定されます。
- ・年度途中で特別保育・土曜日保育を希望される場合は教育委員会にお申し出ください。
- ・夏期・冬季・春期の特別保育は、月曜日から金曜日までの平日に実施します。
(日曜日、祝日、特別な休園日等は実施しません。)

4 必要経費(予定)

	金額	詳細
教材費	850円 /月	
P T A 会費	350円 /月	
給食費	無料	平成27年度より無料となっています。
おやつ代	100円 /日	特別保育(預かり保育)・夏休み特別保育の認定者のみ。月単位で徴収します。
アルバム積立	600円 /月	アルバム希望者対象です。